



KOYANO  
C. P. A.  
OFFICE

# 小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14 階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

## 《会計・税務の知識》 給与所得の特定支出控除

### はじめに

平成24年度の税制改正により適用範囲等が拡充されたことで適用者が増加した特定支出控除について紹介します。

### 1. 特定支出控除とは

給与所得は、収入金額から給与所得控除額を差し引くことで所得金額を計算します。

特定支出控除とは、次の「2. 対象となる経費」に記載する支出額が給与所得控除額の2分の1（平成25～27年分までの場合、給与等の収入金額が1,500万円超の場合は125万円）を超える場合には、確定申告をすることで、その超える部分を給与所得金額から控除することができる制度です。

### 2. 対象となる経費

特定支出控除の対象は以下の通りです。なお、給与等の支払者から補填される部分があり、その部分に所得税が課されない場合には、補填部分は特定支出に含まれませんのでご注意ください。

項目	内容
①通勤費	定期代、ガソリン代等
②転居費	転居に伴う旅費、家具の購入費等
③研修費	職務に直接必要な研修費
④資格取得費	職務に直接必要な資格取得費
⑤帰宅旅費	単身赴任の方の帰宅費用等
⑥勤務必要経費 (最高65万円)	図書費(書籍)、衣服費(スーツ)、交際費(得意先への接待費)等

なお、特定支出の対象となるかどうかの判断はこちらを参照ください。

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/120912/index.htm>)

### 3. 適用件数の推移

平成24年度の改正により、平成25年分以降、適用判定基準が給与所得控除額の2分の1(従前は給与所得控除額の全額)に緩和されました。さらに、弁護士、公認会計士、税理士、医師等の資格取得費及び勤務必要経費が特定支出に追加されたことにより、改正前は5人程度の適用でしたが、改正後の平成25年度は約1,600人、平成26年度は約2,000人と適用者は急増しています。なお、最も適用が多いのは、資格取得費となります。

### 4. 適用基準額

現行の各給与収入における適用基準額は以下の通りです。

(単位：万円)

給与収入	適用基準額
180以下	収入金額×20% (最低32.5)
180～360	収入金額×15% +9
360～660	収入金額×10% +27
660～1,000	収入金額×5% +60
1,000～1,500	収入金額×2.5% +85
1,500超	125

上記を参考に年収500万円の方の場合、特定支出の金額が77万円を超えた場合には、その超えた部分が控除されますので、確定申告をすることで還付を受けることができます。

### 5. 平成26年度税制改正による影響

平成26年度の税制改正により、給与所得控除の上限額が、平成28年分(平成29年度申告)以降、引き下げられます。これに伴い、特定支出控除の適用基準額が、一律、「給与所得控除額の2分の1に相当する金額」に改正されます。そのため、平成28年分の場合、給与収入が1,200万円超の方は、現行より特定支出控除の適用可能性が高くなります。

### 6. 確定申告における留意点

特定支出控除の適用を受けるためには、確定申告を行う際に以下の事項も必要となりますので、ご注意ください。

確定申告に必要な事項
・当該控除を適用する旨及び支出金額の記載
・特定支出に関する明細書の提出
・給与の支払者の証明書の添付
・支出を証明する領収書等の添付又は提示
・源泉徴収票の添付

### おわりに

平成28年度の税制改正要望には、ベビーシッター等の子育て支援に要する費用を特定支出控除の対象とすることが挙げられており、さらに適用者の拡大が見込まれると考えられます。

(担当：高瀬)

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/> ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止